

平成28年度 第10回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

| | |
|------|--|
| 日 時 | 平成28年 8月29日 (月) 13時30分～15時20分 |
| 開催場所 | 関内中央ビル10階 大会議室 |
| 出席委員 | 佐土原委員 (会長)、奥委員 (副会長)、岡部委員、木下委員、津谷委員、中村委員、葉山委員、堀江委員、水野委員、横田委員 |
| 欠席委員 | 池邊委員、小熊委員、菊本委員、五嶋委員、田中 (稲) 委員、田中 (伸) 委員 |
| 開催形態 | 公開 (傍聴者 3人) |
| 議 題 | 1 (仮称) アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書について 2 (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について |
| 決定事項 | 平成28年度第9回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。 |

議事

1 平成28年度第9回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

2 議題

(1) (仮称) アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 補足資料及び「準備書説明会での質疑と回答」について事業者が説明した。

ウ 質疑

【水野委員】 二酸化窒素について修正していただいたのですが、修正した文章の1行目下線部に二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の「排出量は環境保全目標を満足している」とありますね。排出量について環境保全目標はあったのでしょうか。排出量ではなく、「環境濃度は環境保全目標を満足している」という書き方でないと意味が通じないのではないのでしょうか。

それからもう一つ、環境保全目標というのは、横浜市の掲げている環境保全目標とは違うのではないかと。0.045ppm というのは、環境基準については満足しているかもしれないが、横浜市の環境保全目標は必ずしも満足していないのではないですか？

【事業者】 1点目については、ご指摘の通りで、「排出量」という記述は正しくないで改めたいと思います。

2点目の環境保全目標ですが、こちらは、準備書の中で定めた「環境保全目標」という目標値で、環境省が定めている環境基準を対象としています。前回もお答えしたとおり、この目標については満足していますが、環境保全目標ではなく、横浜市の「環境目標」としては確かに達成しているものではございません。ただ、今回の事業では横浜市の環境目標への適合に向けて工事中何らかの配慮をするということで、このような文章を作成した次第です。

【水野委員】 環境保全目標は、事業者が独自に定めたということですか。

【事業者】 その通りです。

【水野委員】 それと横浜市の環境保全目標が一致しないのはなぜですか。横浜市が環境保全目標を定めているのだから、それに則って事業者も環境目標を定めるべきではないのでしょうか。それと食い違っているのはどう説明さ

れるのですか。

【事業者】 本日資料等の準備はしておりませんが、この周辺で平均的な大気の濃度として、0.04ppm を超えている状況が近年得られております。超えている年もあれば超えていない年もあるのですが、ここ数年、2年くらいはたしか超えている状況だったと思います。この状況に対し、更にこの事業の影響が上乘せになってまいりますので、横浜市の環境目標である0.04ppm を達成するという目標は中々立てづらいというのが現状です。それで準備書で定めております事業者の目標としての環境保全目標としては環境基準の0.06ppm 以下とし、これを超えないような配慮をしていきたい。また、ご指摘いただいている横浜市の環境目標0.04ppm への適合に向けて、事業者としてより一層努力していきたいという趣旨で回答しております。

【水野委員】 わかりましたが、そのような事情は図書に記載されているのでしょうか。現実として0.04ppm を上回っているというようなデータはなかったように思うのですが。

【事業者】 こちらの手に持っているものはありますが、準備書には掲載していません。評価書を作成する段階で、そちらの資料を掲載し、それを見て分かるようなかたちで取りまとめをしていきたいと思えます。

【水野委員】 資料編にも載っていないのですか。

【事業者】 資料編は現地で調査した結果は掲載しているのですが。

【水野委員】 そこは、分かるようにしておいてください。

【事業者】 承知しました。

【事業者】 すみません、準備書の3-47 から3-49 ページに一般環境大気測定局の神奈川区総合庁舎と西区平沼小学校、自動車排出ガス測定局の西区浅間下交差点の状況が掲載されています。現時点では更に新しい平成27年度のデータも公表されていまして、こちらでは神奈川区総合庁舎が0.042ppm、平沼小学校で0.041ppm となっています。浅間下交差点においては0.042ppm となっており、経過としては増減を繰り返しており、非常に微妙な位置を推移している状況です。こちらの方に資料を掲載しておりました。

【水野委員】 微妙な状況なのですね。

【中村委員】 界面活性剤については、「放流口付近の目視点検を実施いたします」ということを管理体制として明記してもらって、結構だと思います。1点お聞きしたいのですが、放流口のところの水質調査をやっている、それが50m 離れた新港ふ頭まで現在と変わらないというデータも6.4-18 ページにあるのですが、環境省が決められている横浜港内の環境基準地点がどこか分かるように明記してください。新港ふ頭が横浜港内の環境基準地点と同じであれば、50mも離れると環境基準をクリアしていることが分かると思います。どこにも環境基準地点の位置が書いていないのであった方が分かりやすいと思います。横浜市の環境基準地点は東京湾横浜港内としか書いていないと思いますが、環境省が場所を決めているはずで、できれば、それを付け加え、環境基準地点まで分かるようにしてほしいです。

【事業者】 承知しました。分かるように明記したいと思います。

【佐土原会長】 前々回でしたか、浴槽排水を建物内で処理することになった理由についてお伺いしたところ、「水再生センターへの負荷が掛かることを軽減す

るために」というようなお話があったと思うのですが、私の方から事務局に質問したところ、特に水再生センターがかなり高負荷になっていて、容量が超えそうな状況ではないということを確認しました。それでも敢えてこういうことをやる理由というのはどういうところにあるのでしょうか？

【事業者】 最終的には水再生センターで処理されることにはなりますが、それに至る管路に対しても水量が増えて負荷が掛かりますので、それを減らすということについても配慮したいと考えています。水再生センターだけではなく、管路も含めた2点に対して、負担軽減を考えているということです。

【佐土原会長】 管路はかなり容量がいっぱいだったということでしょうか？

【事業者】 敷地の周りは、雨水と汚水・雑排水が全て合わさる合流式の下水道管になっておりまして、雨が降った状態のときに、雨水と汚水・雑排水を分けた分流式であれば雨水管に負担を掛けても汚水・雑排水には関係ないのですが、合流式の地域ですので、雨が降った時に配管が一杯になるのは目に見えていることですので、そういった観点から雑排水を少しでも減らそうということにつながった次第です。

【佐土原会長】 分かりました。

【奥副会長】 今の排水処理についてなのですが、本日の補足資料7の表題が「排水処理水の処理について」ではなく、「排水の処理について」と表現した方が正しいと思いますので修正してください。

先ほど中村委員からご確認のあった、放流口付近の目視点検を実施するということですが、どのくらいの頻度で行われるのか教えていただきたいと思います。補足資料7の事業者の見解にあるとおり、「放流の許可を得るためには、2回/月の頻度で水質測定」は実施することになりますが、目視点検はどれくらいの頻度になるのか、というのが1点目です。

それから排水処理施設について、今回メーカーに確認されたということですが、準備書 2-13 ページに浴槽水が排水処理設備に入っていくフロー図があります。そもそもこの排水処理設備はどのような設備で、どういった浴槽水に含まれる汚染物質なり汚濁物質をそこで除去して最終的に放流口から処理水が流されることになるのか、どのような水質を達成することになるのか、そのあたりをもう少し詳しく、できれば評価書段階では記載していただきたいと思います。そこをぜひお願いしたいというのが2点目です。

続けて、準備書 6.4-13 ページで、横浜市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領の(7)に、「当該下水の水質等の異常時に直ちに対応できること。水質が要件を満たさないことを確認した時は、直ちに公共用水域への排水を停止できること。」というのが要件としてありますが、そもそも異常をどのように検知することになるのでしょうか。常時監視システムのようなものが整備されるのでしょうか。(7)の要件を満たすための仕組みについてどのようにお考えでしょうか、というのが3点目です。

あとは前回、中村委員から見た目のことで、排水に含まれる界面活性剤による発泡の観点で、水質基準自体を満たしていても、やはり見た目の問題もあるのではないかと指摘がありましたが、見た目の問題として発泡だけではなくて、公共用水域と放流水との水温の差によって湯

気が出るとか、その光景を一般の方が見た際に何か違和感を覚えるということが起こり得ると思います。その場合に、例えば周辺住民等からの懸念なり、苦情等を受付けるような体制、窓口を設けるといった検討をされる必要があるのではないかとというのが最後の4点目になります。

【事業者】

まず1点目の補足資料7の表題については修正させていただきます。

2点目の目視点検の頻度ということですが、毎日排水しますので、基本は毎日近くまで行って見ようと思っております。補足資料7に記載した2回/月の水質測定とはリンクしません。

3点目に、排水処理設備に関して、あとはどういう基準で処理水が放流されることになるかということで、準備書 6.4-12 ページに表でまとめております。この基準値はあるのですが、今いただいたご意見からですね、より分かりやすい表現になるよう努力したいと思います。

また、準備書 6.4-13 ページにあります横浜市の事務取扱要領の(7)について、異常を知る仕組みというのは、2回/月の水質測定に直接的につながるかどうかと思います。そのほかに、毎日実施する目視での明らかにおかしな点というかですね、見たらやはり分かると思いますので、湯気ですとか、起こり得るようなものではない、それこそ泡吹くといったことがあれば、配管でバルブを自動で切り換えるということができるようシステムを考えておりますので、そういったことで直ちに対応するというのを考えております。

最後おっしゃった見た目のことだけではなく、近隣の方、近くを通った方からの問い合わせというところで、基本はホテルを運営している時のことになると思いますので、ホテルの代表番号がどなたからも調べていただきやすい番号になるかと思っております。この代表番号にそういった問い合わせが入ることが起こり得る旨を、社内の従業員に周知をしようと思っております。

【奥副会長】

排水処理設備のより詳細な情報を評価書に掲載することは可能だと理解してよろしいでしょうか。

【事業者】

承知しました。こちらの系統図をもう少し詳しく表現しようと思いません。

【奥副会長】

もう1つ追加の質問ですが、準備書 5-6 ページで、環境影響評価項目の生物多様性を選定した理由・選定しない理由のところ、排水処理水の放流口直下を除いては、水質及び水温に関しては海域に著しい影響を及ぼさないということで、水生生物への影響はほとんどないということで選定せず予測・評価も行っていないと思いますが、水生生物への影響は本当はないと考えてよいのでしょうか。そのあたりの説得力のある情報をいただきたいのですが。

【事業者】

色々な事例等を考えているというところで、今回文献等を調べても、明確に資料としては見つけられなかったのが実情でございます。全く影響ないのかと言われると、影響がないとは断言できません。水温に關しまして、直下では少なからず温度が上がってしまうのは否めないのかなと感じております。ですが、そこから少し離れていけば離れていくほど水温に関しては馴染んでいきます。そういった観点からいうと、直近の運河に關しましてもそれなりに幅が広いので、生息している魚等の動けるものに関しては影響がないのではないかと考えています。水質についても、考え方としては同様でございます。直下ではなく、50m 程の幅を

持った運河ですので、量的なところからみても相当量出していくわけではなく、約 400t/日という水量になります。比較の対象になるのがいろいろと報告を受けている中で発電所というものの報告資料はあるのですが、あくまで比較対象としてあまりにも大きすぎるものになってきて、中々こちらとあてがってみていけるものではなかったというのが実態でございます。

ただ、定性的な予測にはなりますが、影響は少なからずあるという点は認めた上で、極端な影響はないという観点で予測しているというのが本日の回答になります。

【佐土原会長】 10℃以内というのはどのような根拠ですか。

【事業者】 他の行政庁において、横浜市でいう水再生センターのような水処理施設から公共用水域への放流するときの水温を公共用水域の水温+10℃以内に抑えるとありました。横浜市にはそういう定めがありませんでしたので、探した上で唯一見つかったのがそちらでしたので、これを参考にしたということになります。

【佐土原会長】 その根拠はどこかに記載がありますか。

【事業者】 そこまでは準備書に記載していません。

【佐土原会長】 そのあたりも明確にした方が良いと思います。

【事業者】 承知しました。

【中村委員】 もう1つよろしいでしょうか。準備書 6.4-18 ページの計算式の初期値については、横浜市の将来の水質基準の値を式に入れたのは分かるのですが、ここで設定した初期値は、浴槽排水の初期値として満足しますか。こういったホテルの浴槽排水の初期値というのはデータとして採れないのでしょうか。6.4-16 ページにある表 6.4-13 にある目標値を計算式に入れて 50m 先まで影響ないということなのですが、排水処理設備で処理した後の処理水が、ここで設定した目標値の範囲に入るのでしょうか。これより高い可能性はないかというのが心配で、他のホテル業の排水のデータがあればその値を使ってどうなるのか把握した方が良いのではないかと思うのですが。

【事業者】 実測値として弊社では持っておりません。申し訳ございません。その数値を取ろうということは簡単ではなくて、浴槽水は基本的にすべて公共下水道に流れており、一時的に貯めることをしないので、採水は困難であるということで回答させていただきます。

エ 審議

【佐土原会長】 特に水生生物への影響についてはなかなか回答が十分ではないのですが、10℃というのは結構大きな水温の変化ではないかと思います。よく河川の水を使って熱利用する場合には、温度を取っていいのが5℃以内というものが多く、10℃というのは結構大きいような気がします。また、この場所の閉鎖の度合いによって、どれだけ拡散される可能性があるのか、ないのかという問題もあって、なかなか一概には言えないところではあります。発電所のようなところであれば、相当水循環、拡散の激しいところに排水することになるとは思いますが、今回の放流口付近がどのような状況なのかを含めて判断する必要があると思います。そのあたりは事務局としてはどうでしょうか。

【事務局】 今、佐土原会長からいただいたご意見等を事業者へ伝え、評価書に至る段階において、水生生物に影響がないとする予測の根拠等をもう少し

調べていただき、評価書で詳しく記載するよう事業者に指導したいと思
います。

【佐土原会長】 そのようにお願いします。

【事務局】 中村委員から、排水処理について、処理前の排水についてお話があ
り、事業者からホテル業の浴槽水の水質について不明だという回答があ
りましたが、これにつきましても浴槽水の水質が分からないと、どうい
う排水処理設備を整備して処理をするべきなのか明確にならないと思
いますので、そういったところもきちんと調べていただき、それを踏まえ
て詳細設計等をしていただくように併せて事業者に求めていきたいと思
います。

【中村委員】 横浜市では、お風呂屋さんの排水が公共下水道につながる場合、その
排水をチェックするという事はないのですか。ホテル業は流量が少な
いので難しいかもしれないが、お風呂屋さんのデータというのはないの
でしょうか。そうすれば COD 等が参考になるのではないのでしょうか。膜
処理だけではそれほど低減しないと思うのですが。

【事務局】 公共下水道に接続して排水する場合には、基本的には水再生センター
で処理するので、水質について調べている例は少ないかとは思いますが、
一方で排水処理設備を専門とする業者もいらっしゃいますので、事
業者の方でそういった業者にも確認してもらい、類似の事例等踏まえた
上で検討していただくようにしたいと思います。

【佐土原会長】 他になければ、本件については審議をこれで終了します。内容につ
いては、議事録で確認していただくようお願いいたします。

(2) (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について
ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

【佐土原会長】 前回の審査会で事業者から補足説明がありました生物多様性の項目選
定について、これは葉山委員からのご意見を受けた項目だったかと思
いますが、当日、葉山委員はご欠席されていましてので、改めてこの場
でご意見を伺えればと思います。

【葉山委員】 補足資料3を拝見し、内容を確認いたしました。適切に対応してい
ただいていると思います。アパホテルの事例でもそうですが、どうい
う環境にどうい
う生き物が暮らせるのかについて、目標を設定し、その目標
となる生物に対する緑化の配慮の考え方が構築されています。この案件
でもやっていただければと思います。横浜の周辺では、特に埋立地の工
場緑化で工夫している事例もありますので、それも参考にして、検討を
進めていただきたい。

また、生き物に配慮する際には、季節的な変化が重要になります。例
えば鳥類を考えると、特に冬場は食べ物や水場が不足しがちになります
ので、それに対する配慮や工夫があればより良いと思います。

【佐土原会長】 ありがとうございます。それでは引き続き事務局資料の説明をお願
いします。

【事務局】 資料の説明に先立ち、本件アセスの位置付け等について改めて説明し
ます。この事業では、ご存じのとおり条例アセス対象であるC地区棟建
築に先立ち、横浜市による運河の水面埋立と、事業組合による土地区画
整理事業が先行して実施されます。この公有水面埋立と土地区画整理事
業については、その事業規模が本市アセス条例に規定する規模未満であ

ることから環境影響評価の対象ではなく、当審査会の調査審議の対象ではありません。公有水面埋立や土地区画整理事業は、住民への周知や意見聴取を含め、各々の法令手続きにより実施されます。条例の手続きは、本市の行政手続条例により、行政運営上の公正の確保、透明性の向上を図る厳格な運用が求められているところですので、ご理解をお願いします。なお、埋立や土地区画整理事業は、C地棟建築のより良い環境づくりのうえで密接に関連する事業ですので、これからご説明申し上げる補足説明については、参考情報として提供させていただきますので、ご了承のほどお願いします。

イ 事務局資料について事務局が説明した。

ウ 質疑

【横田委員】 指摘事項等一覧でも、地区計画が分からないとさらに詳細な検討が見えてこないという事項がいくつかあったかと思います。地区計画の策定やまちづくりの説明会等で、事業者が今後C地区棟計画で行う環境配慮について、遡って、地区計画の中で都市整備を行う側として、考慮する機会はあるのでしょうか。

【事務局】 前回の事務局資料で、環境影響評価と都市計画等の手続の関係について説明しました。現在、手続を進めている地区計画は、主に基盤関係のみを定めた地区計画です。建築物の高さや容積等の地区計画については、今後、都市計画手続を進めていく予定であり、その際には環境影響評価でご審議いただいている内容も含めて案を作成し、周辺の方々に説明をしながら進めていきたいと考えています。

【横田委員】 事業者が事前に環境配慮を組み込む機会はあるのでしょうか。まちづくりの説明の中で「一体的な」という言葉がありますが、事業者がC地区で実施する内容がそのまま組み込まれていくのか、それともあくまで「一体的な」として、この東高島駅北地区全体の面的な整備の在り方として行政として説明されているのか、教えていただきたい。

【事務局】 この審議はC地区棟計画のアセスですが、まちづくりとしては一体で考えています。事業者はアセスの説明会以外にも、地元の方へ様々な説明を行っており、その中では、東高島駅北地区を含んだ東神奈川臨海部周辺地区の都心臨海部の形成のあり方やC地区も含んだ東高島駅北地区のまちづくりの考え方について説明しています。事前に組み込めるかについては、審議している内容のうち必要なものについては組み込む方向で考えています。

【横田委員】 特に景観など事前・事後で大きく変わることに、整備後スタートとするのでは受け入れにくいと思いますので、そういった時に、事前のまちづくりのプロセスにおいて、事業者は既に地元のご理解を受けているということでしょうか。

【事務局】 景観の観点では、都市美対策審議会に諮りながら進めています。環境面ではアセス審査会、景観面では都市美対策審議会の両方に諮りながら、地区計画案をまとめて、これから周辺の方々に説明していくものと考えています。事業者は、周辺の方々に建物計画をいきなり出すのではなく、少しずつ説明しながら、進捗にあわせて説明を行っています。それを引き続き行ってもらえればと思っています。現段階で周辺の方から、大きな反対は頂いていないと認識しています。

【横田委員】 せっかくこのようにタイミングが揃い、計画アセスのような機会にな

ったので、計画アセスでなくとも、互いの波長が合えば、きちんと環境配慮に引き継がれるという仕組みの一例になればいいと思います。

【水野委員】 埋立の規模が小さいからアセス対象でないということは分かりますが、運河の生態系は考えなくてもいいということでしょうか。

【事務局】 生物に対しても配慮して事業を進めていきます。

【水野委員】 配慮するというのは、具体的にどう考えているのでしょうか。

【事務局】 水域を埋め立て、一体的な土地利用転換を図っていきますので、現状の水域を活かしながら、生態系に配慮するというのは難しいと考えています。土地利用転換を図る中で、そのまちづくりをした後に様々な生物が生息できるような対応が必要と考えており、準備組合と検討しています。

【水野委員】 配慮するならば、現状を把握し、それを良くするにはどうするのかという順序があるのではないかと思います。どういった場でどのようにされているのか、その議論が見えません。配慮するならば、具体的にどのような配慮か、見える形であるべきではないでしょうか。

【事務局】 埋立免許の手続きにおいては、環境配慮に関する図書を添えて申請しています。その中で、例えば工事中の騒音・振動や生物などについても記載しています。

【水野委員】 それは、市民として見る事ができるのでしょうか。結果だけ見せられるものなのでしょうか。

【事務局】 埋立免許願書は平成 28 年 4 月 5 日から 26 日まで一般に縦覧しましたので、一般の方も見る事ができました。

【水野委員】 もう一点ですが、埋立後、土地が軟弱化もしくは液状化があった場合、建物はアセスで審査できるが、その他の地盤についてはアセス対象外と考えていいのでしょうか。

【事務局】 埋立はアセス対象外ですが、これから、適切な強度に合わせて地盤改良や転圧、埋戻し等を行い、工事の施工監理の中で確認していきます。

【水野委員】 地盤関係はアセスとは関係ないとしていいのでしょうか。

【事務局】 そう考えています。

【水野委員】 分かりました。

【木下委員】 アセス手続きとしては分かりますが、まちづくりとしては、切り離して考えるのは大変で、複合的な影響を考える必要があります。例えば、緑のつなぎ方や、交通安全対策において、C 地区棟と土地区画整理事業を切り離すのは難しいのではないのでしょうか。方法書で切り離すのか一緒に考えるのか、市の考えはどうでしょうか。準備組合だけでは厳しいのではないのでしょうか。

【事務局】 木下委員のご指摘はごもっともと考えています。審査会で、土地区画整理事業に関するご意見が出て困るということはありません。いただいたご意見については地区のより良い環境づくりに意義がありますので、適宜参考として担当部署に伝えてまいります。しかし、アセス制度上、条例で審査会に審議をお願いしたことの最終的な成果は、答申を経て事業者に対する市長意見となりますので、本件の場合、日本貨物鉄道株式会社と三井不動産レジデンシャル株式会社への市長意見となります。審議対象は、この事業者が実施する範囲内ということになります。制度運用には限界があり、条例根拠のないことを条例の事務として処理することは許されないということもご理解ください。

木下委員がご発言された緑の観点においては、C地区だけでなく東高島駅北地区全体で緑の配置や連続性等を検討しており、それを地区計画に盛り込んでいきたいと思っています。交通についても同様で、東高島駅北地区全体の発生・集中交通量の検証をしたうえで、警察等と協議をしています。アセス対象外ですが、全体で考えて調整しています。

【木下委員】 よくわかりました。この審査会の中では、情報を提供していただき、より良いものになるようにしてください。

【津谷委員】 アセス対象ではありませんが、都市計画道路ほどの程度の規模なのですか。

【事務局】 2車線で土地区画整理事業区域内は幅 18m、全線の代表幅員は 22mです。延長としては、東神奈川線（神奈川水再生センター隣接）から栄本町線付近までの 1,210mです。

【津谷委員】 C地区棟ができる前に整備されるのですか。

【事務局】 土地区画整理事業区域内については、平成 32 年ごろを目途に、土地区画整理事業と合わせて進めています。区域外は検討中です。

【津谷委員】 通り抜けることができるようになるのは当分先ということでしょうか。

【事務局】 現時点では未定です。全線が通り抜けた時と、通り抜けずに土地区画整理事業が完成した時、の 2つの時点が考えられますが、この 2つの周辺交通量の負荷をそれぞれ検証して事業を進めています。おそらく土地区画整理事業区域内の区間までで行き止まりとなる状況が一定期間生じます。その後、区域外が完成するという時系列になると思います。

【津谷委員】 この道路が完成したことを前提として、交通量調査をしているのでしょうか。

【事務局】 全線開通時点での交通量の推計、交差点解析もしていますが、それまでの段階についても、東神奈川線との交差点など負荷がかかる交差点について検証しています。今回のアセスの中では、方法書 135 ページに記載がありますが、土地区画整理事業区域内だけが完成した時点の交通量について検証します。

【奥副会長】 埋立事業について、参考として確認したいのですが、公有水面埋立法に基づく出願者は横浜市で、免許権者も横浜市でしょうか。

【事務局】 そのとおりです。

【奥副会長】 横浜市では、免許に当たり、審査基準を設けていますか。

【事務局】 公有水面埋立法の免許の基準は、横浜市オリジナルで設けている訳ではなく、法で一律の基準となります。

【奥副会長】 前回、水野委員がご質問になったのは、水面を埋め立てることによる環境影響について、アセス対象外であっても、別の場であれ、環境保全が担保される機会があるのかを確認したかったということだと思います。それについては、公有水面埋立法の第 4 条第 1 項第 2 号の中に「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」という条文があり、それを受け、旧建設省時代の通達が出されています。その通達では環境保全の配慮について、「埋立てそのものが水面の消滅、自然海岸線の変更、潮流等の変化、工事中の濁り等に関し、海域環境の保全、自然環境の保全、水産資源の保全等に十分配慮されているかどうかにつき慎重に審査すること」となっています。免許権者である横浜市がこのあたりをしっかりと審査したうえで、免許を与えるかの判断を行う

と法律上定められていますので、そこは配慮されるはずだと思います。
この点をきちんと確認するために発言しました。

公有水面埋立法に基づく埋立手続は現在、どの段階でしょうか。

【事務局】 埋立免許出願後、図書の縦覧・意見書の受付を行いましたので、9月に市会に諮る予定です。免許権者である横浜港港湾管理者が地元市町村の長に意見を求める手続きがありますが、この意見を返す際に議会の議決が必要なためです。その後、国との協議が始まり、国土交通大臣の認可を経て免許取得となります。

【佐土原会長】 この案件については、今後、補足説明を要する事項はこれ以上ないようですので、次回は検討事項一覧の提出をお願いします。

【事務局】 承知しました。

資料

- ・平成28年度第9回(平成28年8月9日)審査会の会議録【案】
- ・(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧(事務局資料)
- ・(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書に関する補足資料(事業者資料)
- ・(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書説明会における質疑並びに意見の概要、事業者の説明等(事業者資料)
- ・(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書の概要及び説明会開催等のお知らせ(事業者資料)
- ・(仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧(事務局資料)
- ・東高島駅北地区に関する住民説明等について(事務局資料)
- ・東高島駅北地区に関する住民説明等について 別紙(事務局資料)